

令和2年横審第55号

裁 決

モーターボートAモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和元年12月1日12時30分

愛知県衣浦港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA

モーターボートB

総トン数	2.8トン	
登録長	6.72メートル	5.85メートル
機関の種類	電気点火機関	ディーゼル機関
出力	84キロワット	44キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前方右舷寄りに舵輪、舵輪前部に魚群探知機一体型のGPSプロッター、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、釣りの目的で、船首0.40メートル船尾0.75メートルの喫水をもって、令和元年12月1日07時30分愛知県衣浦港武豊岸壁北方の係留地を発し、同港の西防波堤南方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時45分釣り場に到着したのち、移動しながら釣りをを行い、12時10分衣浦港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から180度100メートルの地点付近で、船首を東方に向けて機関を停止し、スパンカーを展張して漂泊を始め、操舵室後方左舷側で同乗者1人が、同右舷側で同乗者1人及び自身がそれぞれクーラーボックスに腰を掛けて釣りを再開した。

a受審人は、12時28分釣りをやめることとして釣り道具の片付けを始め、12時29分半少し前西防波堤灯台から180度100メートルの地点で、船首が090度を向いていたとき、正船尾僅か右方150メートルのところに、Bを視認することができ、その後同船が緩やかに左転しながら自船に向かって衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、12時30分西防波堤灯台から180度100メートルの地点において、Aは船首が090度を向いたまま、その右舷船尾部にBの船首が後方から6度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期で、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵区画を配し、同区画右舷側に舵輪、舵輪前部に故障中の魚群探知機一体型のGPSプロッター、同右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えたFRP製プレジャーモーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、同日09時30分衣浦港半田2号物揚場の係留地を発し、同港内の釣り場に向かった。

b 受審人は、09時40分釣り場に着き、釣り場を移動しながら釣りを行ったのち、10時30分衣浦港西防波堤南方沖合で、船首を東方に向けて機関を停止し、漂泊を開始して釣りを再開した。

b 受審人は、12時28分釣りをやめて帰途に就くこととし、釣り竿を操舵区画の左舷側壁に立て掛け、西防波堤灯台から251.5度320メートルの地点で船首方約300メートルのところにAを初認したのち、12時28分半少し過ぎ同地点を発進して直ちに針路をAの右舷側約10メートル隔てて航過できる092度に定め、7.5ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b 受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、12時29分半少し前西防波堤灯台から232度190メートルの地点に至り、発進後に船体動揺で倒れた釣り竿を元の位置に戻そうと左舷方に向けて作業を始めたとき、Aが左舷船首4度150メートルのとこ

ろとなり、その後同船に向かって緩やかに左転しながら衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、Aの右舷側約10メートル隔てて航過できる針路としたことから、依然として同船の右舷側を無難に航過できるものと思ひ、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、Aを避けることなく緩やかに左転しながら続航し、Bは、船首が084度を向いたとき、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船外機カバーに割損及びスパンカー支柱に折損、Bは、船首部船底外板に破口をそれぞれ生じた。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される愛知県衣浦港において、漂泊中のAと航行中のBが衝突したもので、同法には本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、同法第38条及び第39条の船員の常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、愛知県衣浦港において、係留地に向けて航行中のBが、動静監視不十分で、前路で漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、愛知県衣浦港において、係留地に向けて航行中、前路に漂泊中のAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、Aに

対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、Aの右舷側約10メートル隔てて航過できる針路としたことから、依然として同船の右舷側を無難に航過できるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中の同船に緩やかに左転しながら衝突のおそれのある態勢で接近する状況であることに気付かず、Aを避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

a受審人は、愛知県衣浦港において、釣りをを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、緩やかに左転しながら衝突のおそれがある態勢で接近しているBに気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月30日

横浜地方海難審判所

審判長 審判官 吉 川 弘 一

審判官 河 野 守

審判官 岩 崎 欣 吾